

<一般委託>

市立追浜中学校ほか25校消防用設備点検業務委託 仕様書

市立追浜中学校ほか25校消防用設備点検業務委託に基づく内容は、本仕様書の定めるところによる。

1	目的	消防法第17条の3の3の規定に基づく消防用設備等の点検並びに保守を委託する。
2	履行期間	契約締結日から令和6年3月31日
3	施行場所	市立追浜中学校ほか25校
4	業務内容	別紙特記仕様書のとおり
5	特記事項	なし
6	関係法規	消防法
7	資格要件	本業務履行については、下記の資格を有すること。 (1)消防法第17条の3の3の規定に基づく消防設備士免状の交付を受けている者 (2)または総務大臣が認める資格を有する者
8	契約方法	総価による業務委託契約(一般委託)
9	支払方法	委託料は2回の分割支払いとし、前期点検(外観機能点検)及び後期点検(総合点検)完了後に受託者の請求により精算する。
10	その他事項	この仕様書に定めのない事項及び疑義を生じた場合は、別途協議するものとする。
11	監督員 連絡先	横須賀市教育委員会 学校管理課 北原 046-822-8476

<指示又は希望事項>

グリーン 物品購入 及び 環境配慮 関係	<p>・この業務を施行するにあたって、仕様書でグリーン物品購入の指示がある場合は、横須賀市グリーン購入基本方針及び調達方針に基づく環境物品等を納入すること。また、仕様書で特に指示がない場合で委託代金に物品等の購入経費が含まれている場合は、できるだけこの方針に基づく環境物品等の調達をお願いします。 (上記方針については、本市のホームページ「よこすかのグリーン購入」参照)</p> <p>・本市は、独自の環境マネジメントシステム(YES)により事務事業の環境負荷低減に努めているので、受託者においてもできる限り環境に配慮して業務を執行するようお願いいたします。</p>
----------------------------------	---

市立追浜中学校ほか 25 校消防用設備点検業務委託 特記仕様書

1. 業務名 市立追浜中学校ほか 25 校消防用設備点検業務委託

2. 施行場所

NO	学校名	電話	所在地	NO	学校名	電話	所在地
1	追 浜	865-6141	夏島町12	16	久里浜	835-0402	久里浜2-11-1
2	鷹 取	866-3800	湘南鷹取2-30-1	17	神 明	834-4077	神明町903
3	田 浦	861-6115	船越町7-66	18	野 比	849-3318	野比4-4-1
4	坂 本	822-2385	坂本町1-19	19	北下浦	848-0104	長沢1-30-17
5	不入斗	823-0566	坂本町1-19	20	長 沢	849-5431	長沢5-1-1
6	常 葉	825-7410	小川町18	21	岩 戸	848-3054	岩戸5-6-3
7	公 郷	852-5766	公郷町5-81	22	長 井	856-2022	長井5-12-1
8	池 上	851-1255	池上3-5-1	23	武 山	856-1287	武3-31-1
9	衣 笠	853-5993	平作2-31-1	24	大 楠	856-2028	芦名1-2-1
10	大矢部	834-1326	森崎5-14-2	25	ろう学校	834-1172	森崎5-13-1
11	大 津	823-1032	大津町5-2-1	26	養護学校※	849-6465	岩戸5-6-4
12	馬 堀	841-4007	馬堀町4-10-2				
13	浦 賀	841-0454	浦賀3-26-1				
14	鴨 居	841-0442	鴨居3-2-2				
15	鴨居 2※	841-0442	鴨居2-55-15				

※ 鴨居 2 (旧上の台中) は鴨居中学校第 2 体育館と小体育室・会議室。

※ 養護学校のみ、自家発電設備を設置している。

3. 目 的

消防法第 17 条の 3 の 3 の規定に基づく消防用設備等の点検並びに保守を委託する。

4. 対象設備

- (1) 自動火災報知設備 (非常ベルを含む)
- (2) 防排煙設備 (煙感知器連動シャッター、防火扉)
- (3) 屋内消火栓設備 (非常電源専用受電設備を含む)
- (4) 非常警報設備 (非常放送設備、スピーカー)
- (5) 避難設備 (避難器具、誘導標識、誘導灯)
- (6) 消火器
- (7) 非常電源設備 (自家発電)

5. 業務内容

(1) 点 検

前項の設備について、定期点検を消防用設備等の点検の基準（消防庁告示）に基づき実施する。養護学校については、自家発電設備を設置しているため、負荷運転（模擬負荷試験）についても実施する。

(2) 点検結果の報告

点検の結果は全校の点検終了後、10 日以内に所定の点検票に必要事項を記入のうえ2部作成し、1部を教育委員会へ、1部を学校へ提出する。学校への提出の際には、点検結果の内容（特に不良箇所）を説明し、提出書類の防火管理者及び立会者の印を必ずもらうこと。

後期点検時に機器表等の参考資料に変更がある場合は、修正した参考資料を教育委員会へ提出する。

各施設の防火対象物の用途区分に応じ、消防法第17条の3の3の規定に基づき点検後に消防署へ報告書を提出する必要がある場合は、所定の様式で作成した報告書を各施設の管轄区域である消防署へ提出すること。

（ 1年ごとに提出：ろう学校、養護学校
3年ごとに提出：上記2校以外のすべての学校（前回令和3年度に提出済み、次回令和6年度に提出予定である。）

消防署提出時に返却された報告書の副本は学校へ送付し、副本の写しを教育委員会へ提出すること。また、消防署へ報告書を提出した結果、点検報告改修計画（報告）書の提出が必要となった場合は、各学校が作成した計画（報告）書を消防署へ提出すること。

(3) 点検の時期

前期（外観、機能、総合）点検を7月～9月、後期（外観、機能）点検を概ね1月～3月に実施するものとする。ただし、旧上の台中学校については、後期点検の時期を早める場合がある。

点検を行う日時は、受託者が各学校長と協議したうえで決め、作業前に教育委員会に作業日程表を提出し承認を得るものとする。

(4) 不良箇所の修理

定期点検時に判明した平易な不良の修理（概ね部品単価 1,000 円以下の修理）を行う。

(5) 不良箇所の報告

(4)で修理した以外の要修理箇所については、不良箇所の位置を記載した図面（学校備え付けの図面を基に作成すること）及び、不良の状態・原因について記載した報告書を各学校ごとに作成し、教育委員会へ提出するものとする。図面及び報告書の作成においては、その位置や状態が客観的に判読できるよう、詳細に記載すること。

また、各学校の不良箇所について一覧表にまとめ、紙、および電子データ（エクセル形式）で教育委員会へ提出すること。

(6) 消火器について

- ① 外観点検はすべての消火器について実施すること。
- ② 機能点検は、製造年から3年（化学泡消火器及び酸アルカリ消火器にあつては1年）を経過したもの、または外観点検に異常が認められた場合に実施する。この場合において、3年を経過したものの機能点検においては、抜取り方式により点検を行うことができる。抜取りの割合は、各学校に設置されている消火器の本数の2割の本数とする。
- ③ 放出試験は、各学校で最も製造年が古いもののうち1本を実施すること。放出試験を実施した消火器については受託者引き取りとし、同型の新品（受託者が用意する）に交換すること。
- ④ 学校別に消火器の設置場所・階、メーカー、型、量、方式、製造年、型式番号、製造番号等を記載した一覧表を作成し、点検票とともに教育委員会へ提出すること。

(7) 消火栓消防用ホースについて

- ① 消防用ホースについては、製造から10年を経過したものについては、新品（受託者が用意する）に交換すること。

※交換対象ホース本数 ・40A×15m消火栓消防用ホース 49本

- ② 学校別にホースの設置箇所、製造年、不良状態（穴あき・耐圧不良等）を記載した一覧表を作成し、点検票とともに教育委員会へ提出すること。併せて、各学校のホースの製造年ごとの本数及び耐圧試験を実施した直近の年月とその本数を記載した全校の一覧表を提出すること。

6. その他

各保守点検作業については、消防法第17条の3の3の規定に基づく消防設備士免状の交付を受けている者又は総務大臣が認める資格を有するものが保守点検すること。

機器表

	消火器						自動火災報知設備										屋内消火栓設備					非常放送設備		
	4型	5型	6型	10型	20型	50型	受信機	差動分布	差動式	定温式	煙感知器	熱アナログ	発信機	地区音響	表示灯	予備電源	消火栓起動連動装置	非常警報複合装置	消火栓ポンプ	制御盤	消火栓	ホース新品交換	放送設備メーカー・型名	スピーカー
市立中学校	追浜	44		7	4		2	6	173	0	11		20	21	20	2	1		1	1	18	4	松下・WK-700	73
	鷹取	33		3	8		1	6	195	2	10		22	22	22	1	1		1	1	21	14	ビクター・EM-K80D	63
	田浦	30		16	5		1	5	110	25	5		18	19	18	1	1		1	1	16	4	TOA・FS-991	91
	坂本	65		12	9		2	9	232	15	7		32	33	32	1	2		2	2	26		TOA・FS-991	136
	不入斗	47		5	8		1	4	199	6	9		17	19	17	1	2		2	2	14	1	ビクター・EM-K80D	80
	常葉	29		1	3		1	5	120	1	2		14	15	14	1	1		1	1	13		TOA・FS-991	58
	公郷	45			4		1	5	149	3	4		16	16	16	1	1		1	1	15		ビクター・K-50S	68
	池上	38		11	2		2	5	165	3	5		20	20	20	2	1		1	1	15		TOA・FS-961	53
	衣笠	19		3	24		1	6	182	3	8		21	21	21	1	1		1	1	18		ビクター・K-50S	74
	大矢部	2		7	39		1	6	159	3	13		17	18	17	1	1		1	1	14	4	TOA・FS-961	65
	大津	43			6		1	6	182	3	16		19	20	19	1	1		1	1	19		ビクター・K-50S	67
	馬堀	34		4	5		1	7	99	6	3		19	20	19	1	1		1	1	18	4	TOA・FS-991	62
	浦賀	49		1	19		1	5	205	2	12		24	26	24	1	1	1	1	1	19		松下・WK-EK120外	104
	鴨居	53	1	2	3		1	6	135	4	8		23	25	23	1	1		1	1	20		ビクター・EM-K80D	73
	鴨居2	3			2		1	6	17		1		3	3	3	1	1		1	1	2		実施しない	
	久里浜	29		14	10		1	5	146	10	9		21	22	21	1	2	1	2	2	20		TOA・FS-831外	86
	神明	31		6	9		1	6	184	5	7		17	17	17	1	1		1	1	14		TOA・FS-941	76
	野比	37		3	13		1	5	181	5	10		19	19	19	1	1		1	1	18		ビクター・K-50S	69
	北下浦	36		4	2		1	4	102	4	6		14	15	14	1	1		1	1	12		TOA・FS-831	56
	長沢			41	5		1	9	133	8	10		23	23	23	1	1		1	1	22	1	TOA・FS-991	53
岩戸	8		30	4		1	4	162	22	7		19	19	19	1	1		1	1	18	10	TOA・FS-831	73	
長井	20		2	18		1	6	109	6	4		12	12	12	1	1		1	1	11		TOA・FS-991	48	
武山	36			6		1	5	162	5	5		18	18	18	1	2		2	2	16		TOA・FS-831	70	
大楠	13		29	4		1	6	153	9	9		17	17	17	1	2		2	2	14		TOA・FS-991	64	
合計	744	1	201	212	0	0	27	137	3654	150	181	0	445	460	445	26	29	2	29	29	393	42		1662
特別支援	ろう学校	21		2	4		1	5	81	8	12		7	9	7	1	1		1	1	7	7	ビクター・EM-K80D	51
	養護学校			2	29		1	5	88	25	11		6	6	6	1	1		1	1	6		ビクター・K-50S	39
	合計	21	0	4	33	0	1	2	169	33	23	0	13	15	13	2	2	0	2	2	13	7		90

※後期点検後、この表の内容に変更がある場合には、修正した機器表を点検票とともに提出すること。

機器表

		誘導灯設備						防火防排煙設備								避難器具設備			非常電源		粉末消火	連結散水設備			
		避難口誘導灯C級	避難口誘導灯B級	避難口誘導灯40W	通路階段誘導灯C級	通路階段誘導灯B級	通路階段誘導灯40W	連動盤	熱感知器	煙感知器(イオン)	煙感知器(光電式)	防火扉	シャッター	防火窓	電気錠	ダンパー	予備電源	緩降機	避難はしご	救助袋	専用受電	自家発40KV A	移動式粉末消火設備	送水口	散水ヘッド
市立中学校	追浜		11				1	1			23	8	12				1				1				
	鷹取		13					1			12		12				1	2			1				
	田浦		4					1			21	12	5	4	1		1	4	1		1				
	坂本		13					1			21	6	19				1		2		2				
	不入斗		8					1			22		22				1				1				
	常葉		5					1			8		8				1				1				
	公郷		5					1			20	9	8				1				1				
	池上		11					1			18	11	7				1				1				
	衣笠		12					1			20	8	16				1				1				
	大矢部	2	9					1			20	8	12				1				1				
	大津		11					1			28	5	12			7	1			2	1				
	馬堀		5					1			16	13	8				1				1				
	浦賀		6					1			19	9	10				1				1				
	鴨居		4					1			24	2	20				1				1				
	鴨居2		5																		1				
	久里浜		7					1			22		21				1				1				
	神明		14				3	1			16	4	12				1				1				
	野比		11					1			17	2	16				1				1				
	北下浦		3					1			6		6				1			1	1				
	長沢	8	7		6			1			33	22	7				1			4	1				
岩戸		10				1	1			21	7	13				1				1					
長井		8				1	1			10		10				1				1					
武山		9					1			14	12	8				1				1					
大楠		10				4	1			14	2	14				1				1					
合計	10	201	0	6	4	6	23	0	0	425	140	278	4	1	7	23	6	3	7	25	0	0	0	0	
特別支援	ろう学校	2	11	9	6		1			9	8	1				1				1					
	養護学校		10	9	8		1			10	10					1					1				
	合計	2	21	18	14	0	0	2	0	0	19	18	1	0	0	0	2	0	0	0	1	1	0	0	0

※後期点検後、この表の内容に変更がある場合には、修正した機器表を点検票とともに提出すること。